

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射性化学分析室換気空調系排風機入口排気ダクトに腐食が認められたため、当該ダクトを点検・修理	D	
2	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置冷水ポンプ（A）駆動用電動機点検において、軸受ハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	残留熱除去系ポンプ（C）軸封部点検において、スリーブ・キーの固着が認められたため、対応検討	D	
4	2号機	原子炉格納容器隔離弁（窒素供給弁A・B・C）の弁間漏えい試験において、漏えいが認められたため、対応検討	D	
5	2号機	残留熱除去海水系及び非常用ディーゼル発電機補機冷却海水系弁点検において、弁棒に腐食（9台）が認められたため、当該弁棒及び弁体を交換	C	4月23日再審議にてグレード変更 D → C
6	2号機	残留熱除去系ポンプ（A）駆動用電動機下部潤滑油供給圧力スイッチ元弁点検において、弁棒に変形が認められたため、当該弁棒及び弁体を交換	D	
7	2号機	復水器水室圧力計装ラック（A・B・C）内計器点検において、計器入口弁（6台）にシートパスが認められたため、当該弁を交換	D	
8	2号機	取水設備スクリーン装置A系洗浄水圧力スイッチ付き指示計点検において、当該計器入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を修理	D	
9	2号機	残留熱除去海水系ポンプ（A）出口弁点検において、弁体及び弁箱のガスケット面に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
10	2号機	中央操作室換気空調系非常用循環フィルタ性能確認用テストキャニスタ取付ボルト・ナット（1組）に締付け不良が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
11	2号機	残留熱除去海水A・B系連絡配管後弁点検において、ハンドル連結部に固着が認められたため、当該部を修理	D	
12	2号機	貯蔵品（圧力抑制プール水浄化装置用フィルタ）の倉出しを資材管理部門への書類申請手続きを行わずに実施したことが認められたため、対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3号機	中央操作室換気空調系空調機（A）温度検出器点検において、調整不能が認められたため、当該検出器を交換	D	
14	3号機	給復水系復水回収タンク水位調整弁グランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	屋外ストームドレンサンプルタンク（B）水位変換器点検において、デジタル表示部に「エラー」表示が認められたため、当該計器を交換	D	
16	5号機	復水脱塩装置用硫酸ポンプ（A・B）出口圧力計点検において、当該計器元弁フランジボルト・ナットに固着が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	D	
17	5号機	主タービントーニング装置点検において、軸受嵌合部他に変形等（4件）が認められたため、当該部品を交換	D	
18	集中環境施設	洗濯設備所内蒸気戻り系配管の保温材カバーの一部外れが認められたため、当該部を修理	D	
19	集中環境施設	高温焼却炉建屋換気空調系排気ファン（B）点検において、風量不足が認められたため、対応検討	C	3月28日再審議にてグレード変更 D → C H21年5月13日再審議にて号機変更 その他 → 集中環境施設

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで